

○長崎市教育機関の使用料の減免の基準及び利用料金の減免の承認の基準に関する
規則

令和 8 年 1 月 20 日

規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、本市の教育機関の使用料の減免の基準及び利用料金の減免の承認の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、次条から第10条までに掲げる条例で使用する用語の例による。

(公民館の使用料等の減免)

第 3 条 長崎市公民館条例（昭和26年長崎市条例第19号）第12条の規定により減免することができる使用料（附属設備に係るものを除く。）の額及び同条例第14条に規定する利用料金（附属設備に係るものを除く。）の減免の承認の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当するとき 使用料又は利用料金の全額

ア 本市又は本市の機関が自ら利用し、又は主催し、若しくは共催する事業に利用するとき。

イ 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体がその目的達成のための事業に利用するとき。

ウ 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が公益性が認められる社会福祉事業に利用するとき。

エ 本市に所在する次に掲げる施設がその目的達成のための事業に利用するとき。

(ア) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童健全育成事業」という。）又は同条第10項に規定する小規模保育事業（以下「小規模保育事業」という。）を行う施設

(イ) 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（以下「児童福祉施設」という。）

(ウ) 児童福祉法第59条の 2 第 1 項の規定による届出をした認可外保育施設（以下「届出認可外保育施設」という。）

(エ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校（大学及び高等専門

学校を除く。以下同じ。)

オ 本市に所在する社会教育関係団体が公益性が認められる社会教育事業で利用するとき。

カ 本市に所在する自治会、地域コミュニティ連絡協議会、消防団等が公益性が認められる活動に利用するとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき 使用料又は利用料金の5割に相当する額

ア 公民館に登録する自主学習グループがその目的達成のための行事に公民館を利用するとき。

イ 本市に登録する市民文化団体が興行を目的としない行事に利用するとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める額

2 前項の規定(第1号ア又は第3号に該当するときに限る。)は、附属設備の使用料の減免又は利用料金の減免の承認の基準について準用する。

(令8規則15・一部改正)

(科学館の利用料金の減免)

第4条 長崎市科学館条例(平成9年長崎市条例第1号)第12条に規定する利用料金(附属設備に係るものを除く。)の減免の承認の基準(以下この条において「減免承認基準」という。)は、次のとおりとする。

2 常設展示又はスペースシアターの観覧料に係る減免承認基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次に掲げる者 観覧料の全額

ア 本市に住所を有する者で、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を有するもの(これらの者を介護する者がある場合は、その者(1人に限る。))を含む。)

イ 本市に所在する次に掲げる施設の行事(当該施設の目的達成のためのものに限る。)において観覧する者

(ア) 放課後児童健全育成事業又は小規模保育事業を行う施設

(イ) 児童福祉施設

(ウ) 届出認可外保育施設

(エ) 学校教育法第1条に規定する学校

ウ 次に掲げる施設に在学する留学生(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カードを所持し、同法別表第1の4の表の留学の

在留資格を持って在留するものをいう。以下同じ。)

(ア) 国立大学法人長崎大学

(イ) 長崎総合科学大学

(ウ) 活水女子大学

(エ) 長崎純心大学

(オ) 長崎女子短期大学

(カ) 長崎外国語大学

(キ) 長崎県立大学シーボルト校

(ク) (ア) から (キ) までの掲げるもののほか、長崎市に所在する日本語学校、専門学校等

(2) 次に掲げる者 観覧料の 5 割に相当する額

ア 本市に住所を有する者以外の者で、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を有するもの(これらの者を介護する者がある場合は、その者(1人に限る。)を含む。)

イ 本市に所在する社会教育関係団体(子ども会等の子どもが主体となって活動する団体に限る。)の行事(当該団体の目的達成のためのものに限る。)において観覧する者

ウ 小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒(長崎市立小、中学校管理規則(昭和33年長崎市教育委員会規則第2号)第3条第1項に掲げる夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日及び学年始め休業日に観覧する場合に限る。)

(3) 次のいずれかの割引券を提示し、又は提出する者 当該割引券に記載した割引率を観覧料に乗じて得た額又は観覧料の額から当該割引券に記載した額を減じて得た額(観覧料の額が記載された割引券にあつては、既に減免されたものとみなす。)

ア 市長の承認を受けて指定管理者(長崎市科学館条例第4条第1項の指定管理者をいう。イにおいて同じ。)が発行する割引券

イ 市長の承認を得て指定管理者が提携した者が発行する割引券

(4) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める額

3 学習室の利用料金に係る減免承認基準は、本市又は本市の機関が自ら利用し、又は主催し、若しくは共催する事業に利用するとき利用料金の全額とする。

4 前項の規定は、附属設備の利用料金の減免承認基準について準用する。

(長崎市立学校施設使用料の減免)

第5条 長崎市立学校施設使用料等条例（平成16年長崎市条例第34号）第3条の規定により減免することができる使用料（附属設備に係るものを除く。）の減免の承認の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当するとき 使用料の全額

ア 本市又は本市の機関が自ら利用し、又は主催し、若しくは共催する事業に利用するとき。

イ 本市に所在する次に掲げる施設がその目的達成のための事業に利用するとき。

(ア) 放課後児童健全育成事業又は小規模保育事業を行う施設

(イ) 児童福祉施設

(ウ) 届出認可外保育施設

(エ) 学校教育法第1条に規定する学校

ウ 本市に所在する社会教育関係団体が公益性が認められる社会教育事業で利用するとき。

エ 本市に所在する自治会、地域コミュニティ連絡協議会、消防団等が公益性が認められる活動に利用するとき。

オ 本市に所在する学校教育法第1条に規定する学校の児童又は生徒で構成される団体が利用するとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき 使用料の5割に相当する額

ア 本市に登録する市民文化団体が公益性が認められる活動に利用するとき。

イ 本市に所在するスポーツ振興団体が公益性が認められる活動に利用するとき。

2 長崎市立学校施設使用料等条例第3条の規定により減免することができる附属設備の使用料は、教育委員会規則で定める。

（文化センターの使用料等の減免）

第6条 長崎市文化センター条例（平成16年長崎市条例第43号）第6条の規定により減免することができる使用料（附属設備に係るものを除く。）の額及び同条例第9条に規定する利用料金（附属設備に係るものを除く。）の減免の承認の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当するとき 使用料又は利用料金の全額

ア 本市又は本市の機関が自ら利用し、又は主催し、若しくは共催する事業に利用するとき。

イ 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的

とする公共的団体がその目的達成のための事業に利用するとき。

ウ 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が公益性が認められる社会福祉事業に利用するとき。

エ 本市に所在する次に掲げる施設がその目的達成のための事業に利用するとき。

(ア) 放課後児童健全育成事業又は小規模保育事業を行う施設

(イ) 児童福祉施設

(ウ) 届出認可外保育施設

(エ) 学校教育法第1条に規定する学校

オ 本市に所在する社会教育関係団体が公益性が認められる社会教育事業で利用するとき。

カ 本市に所在する自治会、地域コミュニティ連絡協議会、消防団等が公益性が認められる活動に利用するとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき 使用料又は利用料金の5割に相当する額

ア センターに登録する自主学習グループがその目的達成のための行事にセンターを利用するとき。

イ 本市に登録する市民文化団体が興行を目的としない行事に利用するとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める額

2 前項の規定（第1号ア又は第3号に該当するときに限る。）は、附属設備の使用料の減免又は利用料金の減免の承認の基準について準用する。

（令8規則15・一部改正）

（市立図書館の利用料金の減免）

第7条 長崎市図書館条例（平成19年長崎市条例第4号）第9条に規定する利用料金（附属設備に係るものを除く。）の減免の承認の基準（以下この条において「減免承認基準」という。）は、次のとおりとする。

2 多目的ホール等の利用に係る減免承認基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当するとき 利用料金の全額

ア 本市又は本市の機関が自ら利用し、又は主催し、若しくは共催する事業に利用するとき。

イ 本市に所在する次に掲げる施設がその目的達成のための事業に利用するとき。

(ア) 放課後児童健全育成事業又は小規模保育事業を行う施設

(イ) 児童福祉施設

(ウ) 届出認可外保育施設

(エ) 学校教育法第1条に規定する学校

ウ 本市に登録する図書館事業関係団体がその目的達成のための行事に利用するとき。

エ 次に定める地域関係団体がその目的達成のための行事に施設を利用するとき(新興善メモリアルのホール又は会議室の利用に限る。)。

(ア) 旧新興善小学校校区(魚の町、江戸町、金屋町、興善町、五島町、栄町、桜町、築町、出島町、賑町、万才町及び元船町をいう。)の自治会

(イ) 前(ア)に定める自治会の関係団体(婦人会、青年会、旧新興善小学校同窓会又は新興善地区民生委員児童委員協議会をいう。)

(2) 次のいずれかに該当するとき 利用料金の5割に相当する額

ア 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体がその目的達成のための事業に利用するとき。

イ 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が公益性が認められる社会福祉事業に利用するとき。

ウ 本市に所在する社会教育関係団体が公益性が認められる社会教育事業で利用するとき。

エ 本市に所在する自治会、地域コミュニティ連絡協議会、消防団等が公益性が認められる活動に利用するとき。

オ 本市に登録する市民文化団体がその目的達成のための行事に利用するとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める額

3 駐車場の利用に係る減免承認基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当するとき 利用料金の全額

ア 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させたとき。

イ 本市又は本市の機関の職員が公務を行うために自動車を駐車させたとき。

ウ 市立図書館を利用するために自動車を駐車させたとき(入庫から30分以内に出庫したときに限る。)。

(2) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を有する者が乗車する自動車を駐車させたとき 駐車時間が最初の4時間までの駐車に係る利用料金の5割に相

当する額

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める額

4 第2項の規定(第1号ア若しくはエ又は第3号に該当するときに限る。)は、附属設備の利用料金の減免承認基準について準用する。

(令8規則68・一部改正)

(長崎市民会館の利用料金の減免)

第8条 長崎市民会館条例(平成27年長崎市条例第1号)第9条に規定する利用料金(同条例第2条第3号に規定する男女共同参画推進センター及び附属設備に係るものを除く。)の減免の承認の基準(以下この条において「減免承認基準」という。)は、次のとおりとする。

2 文化ホールの利用に係る減免承認基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当するとき 利用料金の全額

ア 本市又は本市の機関が自ら利用し、又は主催し、若しくは共催する事業に利用するとき。

イ 本市に所在する次に掲げる施設がその目的達成のための事業に利用するとき。

(ア) 放課後児童健全育成事業又は小規模保育事業を行う施設

(イ) 児童福祉施設

(ウ) 届出認可外保育施設

(エ) 学校教育法第1条に規定する学校

(2) 次のいずれかに該当するとき 利用料金の5割に相当する額

ア 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体がその目的達成のための事業に利用するとき。

イ 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が公益性が認められる社会福祉事業に利用するとき。

ウ 本市に所在する社会教育関係団体が公益性が認められる社会教育事業で利用するとき。

エ 本市に所在する自治会、地域コミュニティ連絡協議会、消防団等が公益性が認められる活動に利用するとき。

オ 本市に登録する市民文化団体が興行を目的としない行事又は練習に利用するとき。

カ 中央公民館に登録する自主学習グループがその目的達成のための行事に利用する

とき。

キ 公益財団法人長崎平和推進協会が共催し、又は後援等をする本市所在の団体による平和学習又は平和活動に利用するとき（ホール又は展示ホールに限る。）。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める額

3 市民体育館の競技場又は軽スポーツ室の専用利用に係る減免承認基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当するとき 利用料金の全額

ア 本市又は本市の機関が自ら利用し、又は主催し、若しくは共催する事業に利用するとき。

イ 本市に所在する次に掲げる施設がその目的達成のための事業に利用するとき。

(ア) 放課後児童健全育成事業又は小規模保育事業を行う施設

(イ) 児童福祉施設

(ウ) 届出認可外保育施設

(エ) 学校教育法第1条に規定する学校

(2) 次のいずれかに該当するとき 利用料金の5割に相当する額

ア 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体がその目的達成のための事業に利用するとき。

イ 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が公益性が認められる社会福祉事業に利用するとき。

ウ 本市に所在する社会教育関係団体が公益性が認められる社会教育事業で利用するとき。

エ 中央公民館に登録する自主学習グループがその目的達成のための行事に利用するとき。

オ 本市に所在する自治会、地域コミュニティ連絡協議会、消防団等が公益性が認められる活動に利用するとき。

カ 本市に登録する市民文化団体が興行を目的としない行事に利用するとき。

キ 本市に所在するスポーツ振興団体が公益性が認められる活動に利用するとき。

ク 公益財団法人長崎平和推進協会が共催し、又は後援等をする本市所在の団体による平和学習又は平和活動に利用するとき（競技場の専用利用に限る。）。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める額

4 中央公民館の利用に係る減免承認規準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定

めるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当するとき 利用料金の全額

ア 本市又は本市の機関が自ら利用し、又は主催し、若しくは共催する事業に利用するとき。

イ 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体がその目的達成のための事業に利用するとき。

ウ 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が公益性が認められる社会福祉事業に利用するとき。

エ 本市に所在する次に掲げる施設がその目的達成のための事業に利用するとき。

(ア) 放課後児童健全育成事業又は小規模保育事業を行う施設

(イ) 児童福祉施設

(ウ) 届出認可外保育施設

(エ) 学校教育法第1条に規定する学校

オ 本市に所在する社会教育関係団体が公益性が認められる社会教育事業で利用するとき。

カ 本市に所在する自治会、地域コミュニティ連絡協議会、消防団等が公益性が認められる活動に利用するとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき 利用料金の5割に相当する額

ア 中央公民館に登録する自主学習グループがその目的達成のための行事に利用するとき。

イ 本市に登録する市民文化団体が興行を目的としない行事に利用するとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める額

5 第2項の規定（第1号ア又は第3号に該当するときに限る。）、第3項の規定（第1号ア又は第3号に該当するときに限る。）又は前項の規定（第1号ア又は第3号に該当するときに限る。）は、附属設備の利用料金の減免の承認の基準について準用する。

（令8規則15・一部改正）

（日吉自然の家の利用料金の減免）

第9条 日吉自然の家条例（平成27年長崎市条例第53号）第9条に規定する利用料金の減免の承認の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当するとき 利用料金の全額

ア 本市又は本市の機関が自ら利用し、又は主催し、若しくは共催する事業に利用する

とき。

イ 本市に住所を有する者で、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を有するもの（これらの者を介護する者がある場合は、その者（１人に限る。）を含む。）が利用するとき。

ウ 本市に所在する次に掲げる施設がその目的達成のための事業に利用するとき。

（ア） 放課後児童健全育成事業又は小規模保育事業を行う施設

（イ） 児童福祉施設

（ウ） 届出認可外保育施設

（エ） 学校教育法第１条に規定する学校

（２） 次のいずれかに該当するとき 利用料金の５割に相当する額

ア 本市に住所を有する者以外の者で、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を有するもの（これらの者を介護する者がある場合は、その者（１人に限る。）を含む。）が利用するとき。

イ 本市に所在する社会教育関係団体（子ども会等の子どもが主体となって活動する団体に限る。）の行事（当該団体の目的達成のためのものに限る。）に利用するとき。

（３） その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める額

（令８規則15・一部改正）

（恐竜博物館の利用料金の減免）

第10条 長崎市恐竜博物館条例（令和２年長崎市条例第47号）第６条に規定する利用料金（常設展示の観覧料に係るものに限る。以下「観覧料」という。）の減免の承認の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（１） 次に掲げる者 観覧料の全額

ア 本市に住所を有する者で、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を有するもの（これらの者を介護する者がある場合は、その者（１人に限る。）を含む。）

イ 本市に所在する次に掲げる施設の行事（当該施設の目的達成のためのものに限る。）において観覧する者

（ア） 放課後児童健全育成事業又は小規模保育事業を行う施設

（イ） 児童福祉施設

（ウ） 届出認可外保育施設

（エ） 学校教育法第１条に規定する学校

ウ 次に掲げる施設に在学する留学生

(ア) 国立大学法人長崎大学

(イ) 長崎総合科学大学

(ウ) 活水女子大学

(エ) 長崎純心大学

(オ) 長崎女子短期大学

(カ) 長崎外国語大学

(キ) 長崎県立大学シーボルト校

(ク) (ア) から (キ) までに掲げるもののほか、長崎市に所在する日本語学校、専門学校等

エ 長崎市観光大使

(2) 次に掲げる者 観覧料の5割に相当する額

ア 本市に住所を有する者以外の者で、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を有するもの(これらの者を介護する者がある場合は、その者(1人に限る。)を含む。)

イ 本市に所在する社会教育関係団体(子ども会等の子どもが主体となって活動する団体に限る。)の行事(当該団体の目的達成のためのものに限る。)において観覧する者

ウ 小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒(長崎市立小、中学校管理規則第3条第1項に掲げる夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日及び学年始め休業日に観覧する場合に限る。)

(3) 次のいずれかの割引券を提示し、又は提出する者 当該割引券に記載した割引率を観覧料に乗じて得た額又は観覧料の額から当該割引券に記載した額を減じて得た額(観覧料の額が記載された割引券にあっては、既に減免されたものとみなす。)

ア 市長の承認を受けて指定管理者(長崎のもぎき恐竜パーク条例(令和2年長崎市条例第46号)第3条第1項の指定管理者をいう。イにおいて同じ。)が発行する割引券

イ 市長の承認を得て指定管理者が提携した者が発行する割引券

(4) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める額
(減免の申請等)

第11条 第3条又は第6条の規定により使用料の減免を受けようとする者にあつては市長

に、第3条、第4条（第2項第1号ア及びウ、同項第2号ア並びに同項第3号を除く。）、第6条、第7条（第3項第1号ア及びウ並びに同項第2号を除く。）、第8条、第9条（第1号イ及び第2号アを除く。）又は第10条（第1号ア、ウ及びエ、第2号ア並びに第3号を除く。）の規定により利用料金の減免を受けようとする者にあつては指定管理者に、第5条の規定により使用料の減免を受けようとする者にあつては長崎市教育委員会に別に定める申請書を提出しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 第7条第3項第1号ウの規定により利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者に長崎市図書館条例施行規則（平成19年長崎市教育委員会規則第16号）第15条に規定する駐車整理券を提出しなければならない。

3 この規則の規定に基づき利用料金の減免を受けようとする者は、係員の求めに応じて当該減免を受けようとする事項に関する事実を証するものを提示し、又は提出しなければならない。

（令8規則15・一部改正）

（端数計算）

第12条 減免する額を算定する場合において、減免する額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

（令8規則68・一部改正）

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市教育機関の使用料の減免の基準及び利用料金の減免の承認の基準に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和8年2月20日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月31日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。